

静岡県告示第383号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年4月14日から起算して15日間、南駿河湾漁業協同組合地頭方支所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県牧之原市地頭方1171	西原 忠
静岡県牧之原市新庄1336	清水 常仁
静岡県牧之原市新庄1081	増田 茂登夫
静岡県牧之原市地頭方1-135	増田 孝尚
静岡県牧之原市新庄1126-1	清水 秀夫

2 加入区

地頭方加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

南駿河湾漁業協同組合